

第19回入善町農業委員会議事録

平成31年2月8日午後13時30分から第19回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

9番 米山 義隆

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第67号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第68号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。先月29日、30日に東京で開催されました全国農業委員会会長大会に参加し、各委員会から取りまとめた要請書を提出してきました。中でも、鳥獣被害の要請が多く、29日に行われました県内選出の国会議員との意見交換会でも話題となっていました。私の方からは、多面的機能支払について要請してきました。実は、今年が見直しの時期でありますので、この際に地域差の出ないような政策になれば良いと考えています。また、11月にも全国農業委員会会長大会が開催されますので、皆様の方で要請事項がありましたらその都度報告していただき、再度、全国農業会議所に要請したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第19回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番米澤委員と5番島瀬委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は入善町青木〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は507㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇、譲受人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の居住区である入善町青木〇〇番地〇〇の隣接地であり、所有権移転するために今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は隣接地であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が55年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、6,691㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

事務局の説明のとおりであり、現地も確認しましたが問題ないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第67号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第67号、農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町一宿〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、合計面積は436㎡です。

申請者は入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「一般住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、現在、申請地に隣接した既存地にて生活していますが、町道から約40～50m離れていることから、冬場の積雪時には車の出し入れに苦勞しており、また、既存地の面積が1,250.60㎡あり、庭の手入れなど土地の維持・管理にも苦勞されています。そこで、自己所有地である申請地に住宅を建築し、既存の住宅を取り壊す計画をたて、今回の申請となりました。

取り壊し後、既存地の宅地1,250.62㎡を田に戻し、隣接している田（所有者・耕作者ともに〇〇さん（本人））と一体的に利用したいことから、編入手続きを行い農用地区域内農地にする計画となっています。

申請地は、面積436㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規

模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成31年1月28日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

現地確認も行いましたが、問題はありませんでしたので確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第67号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第68号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第68号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町吉原〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は350㎡です。

譲渡人は入善町吉原〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。転用

目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在妻の実家で間借りし、妻の両親、祖母、子供2人の7人で生活しています。子供の成長に伴い、手狭になってきたこと、また妻の実家が自営業を営んでいるため、日中に子供の面倒を見てもらうことが困難なため、自分の実家近くに申請地を父から借り受けて、自己の住宅を建設する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積 350 m²と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、昭和 50 年 11 月 25 日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 2 番。申請地は入善町柵山〇〇番外 4 筆の計 5 筆、台帳地目、現況地目はともに田で、合計面積は 2,260 m²です。

譲渡人は入善町柵山〇〇番地〇〇の〇〇さん外 1 名で、譲受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇です。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇は、入善町の地元事業者からなる協同組合であり、平成 4 年にショッピングセンターを開店し現在に至っております。駐車場の増設については、大雪時の除雪により、駐車場の車路が確保できずに危険であり、駐車場台数も確保できないこと、また、従業員駐車場は基本的に海側にあります雨水調整池を利用していますが、昨今は、急な大雨により雨水が留まることも多く、従業員から調整池以外での駐車場を確保してほしいとの要望があり、山側駐車場の拡張を行う計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積 2,260 m²と、駐車台数 64 台及び雨水調整池として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成 31 年 1 月 28 日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 3 番。申請地は入善町柵山〇〇番〇〇の計 1 筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は 352 m²です。

譲渡人は入善町柵山〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんが生活している現在の住宅敷地の一部が国道8号線拡幅工事事業により買収されるため、移転を余儀なくされ、申請地を購入して住宅を新築する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積352㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法上の用途地域内にある農地であることから、第3種農地であると判断します。

第3種農地の転用であることから、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)による、「第3種農地は許可をすることができる」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

受付番号1番ですが、現地確認も行った結果、問題はありませんでしたので確認印を押しました。

鍋嶋委員

受付番号2番は、事務局の説明のとおりであり、駐車場として利用するとのことで雨水調整池も設置し、周りの農地に影響を及ぼすこともないため、確認印を押しました。

受付番号3番は、国道8号線の拡幅による移転であり、用途地域内農地でもあることから問題はないと判断しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第68号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第69号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第69号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成31年2月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規5件、再設定18件、合計23件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区 2件、2筆、2,080㎡

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区 1件、1筆、713㎡

小摺戸地区 1件、1筆、637㎡

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区 1件、9筆、3,311㎡

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、5件、13筆、6,741㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 2件、3筆、4,788㎡

上原地区 4件、4筆、7,169㎡

青木地区 3件、3筆、5,467㎡

飯野地区 2件、7筆、8,478㎡

小摺戸地区 1件、1筆、1,730㎡

新屋地区 2件、5筆、5,020㎡

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区 3件、6筆、10,157㎡

野中地区 1件、1筆、1,637㎡

以上、再設定の合計は、18件、30筆、44,446㎡です。

新規、再設定合わせて、23件、43筆、51,187㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第 69 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。
それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

事務局からお知らせです。お手元に農地中間管理事業にかかる協力金についてという案内があると思います。国の要綱が3月下旬に改正予定であり、これに伴い交付単価等が変更となる見込みです。変更されることがあれば、後日案内いたしますので、対応のほどよろしくお願ひします。次に、3月11日月曜日に平成30年度農業委員会研修会がアイザック小杉文化ホールで開催されます。各市町村の農業委員や農地利用最適化推進委員が一堂に会する機会でもありますので、ご都合がよろしければぜひ参加をお願いします。次に、3年に一度の農作業標準料金策定会議と農地標準賃借料算定会議が今月26日にうるおい館にて開催します。そこで承認された金額につきましては、次回の農業委員会にて議案として審議にかけますので、次回の農業委員会もよろしくお願ひします。最後に、認定農業者との話し合いを今月28日にうるおい館にて開催いたします。現在、どの市町村においても最重要課題であります農地の集積・集約化の問題について議論していただく予定でありますので、ご参加のほどよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第19回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、3月1日金曜日、午前10時00分から行いますのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午後15時10分）